

令和4年度第11回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年2月20日(月)午前9時30分～午前10時50分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中21名)

荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、伊藤 良雄、井上 浩一郎、上田 正士、
小野 基之、海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、神田 一夫、
重國 誠司、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、藤村 守、
藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、
吉富 崇子

(2)欠席委員(3名)

伊藤 良一、長尾 誠大、原田 好子

(3)事務局

徳本局長・岸本参事・藤田主幹・岩瀬副主幹・竹中主任主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和4年度第11回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席21名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

重國 誠司(しげくに せいじ) 委員 及び、

原田 好子(はらだ よしこ) 委員 をお願いいたします。

まず、審議を保留しておりました令和4年度第10回総会、農地法第5条議案第14号について継続審議を始めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

議案第1号、令和4年度第10回総会 農地法第5条議案第14号、集団的に存在する第1種農地に食品倉庫を建築するものです。

この案件につきまして、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しており、北部地区協議会で協議した結果、問題はなかったものの、山口市生活環境の保全に関する条例に定める届出が提出されておらず、総会において保留となっておりましたが、この度、届出が提出されたので、総会に諮るものです。

また、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

御審議よろしくをお願いします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

御意見がないようですので、以上で継続審議に係る議案審議を終わります。

只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました継続審議に係る議案については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行ったうえで「許可」といたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案2ページをお開きください。合わせて、参考位置図2ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第2号、鑄銭司、無償移転です。

申請人は、市内に居住するものです。取得後の経営規模は56アールとなります。

議案第3号、佐山、有償移転です。

申請人は、市内に居住するものです。取得後の経営規模は148アールとなります。

議案第4号、徳地島地、有償移転です

申請人は、周南市内に居住するものです。取得後の経営規模は145アールとなります。

議案第5号、徳地堀、有償移転です。

申請人は、防府市内に居住するものです。取得後の経営規模は82アールとなります。

なお、この事案につきましては、地区協議会において審議した際に、譲受人が現在所有している農地が耕作されておらず、荒廃しているため、農地法第3条第2項第1号の耕作に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められない場合に該当し、不許可が相当との結論に至っております。

議案第6号、阿東篠目、無償移転です。

申請人は、市内に居住するものです。取得後の経営規模は160アールとなります。

議案第7号、阿東地福上、有償移転です。

申請人は、市内に居住するものです。取得後の経営規模は77アールとなります。

以上、議案第5号を除く農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

委員A

議案第7号の阿東の議案について、全体でみるとそれほどでもないようにみえますが、単価でみるととても高いよう思えますけど、よほど手に入れたい理由があったのでしょうか。

事務局

昔から耕作しており所有者が高齢であり、処分に困っているところもあり、この金額になっているみだいです。

委員A

わかりました。

議長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第2号から第4号、議案第6号及び議案第7号を「許可」とし、議案第5号については「不許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案のうち、議案第5号を「不許可」とし、その他については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案6ページをお開きください。合わせて、参考位置図8ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第8号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地に、管理用通路を整備するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議

案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認めます。只今審議しました農地法第4条に係る議案は「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案7ページをお開きください。合わせて、参考位置図9ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第9号、仁保中郷、公共施設に近い第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第10号、仁保下郷、集団的に存在する第1種農地に駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、都市等との地域間交流を図るために設置される施設として設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1号に該当し、許可の対象となるものです。

また、この事案につきましては農用地区域除外後の許可となります。

議案第11号、下小鯖、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第12号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第13号、下小鯖、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第14号につきましては、申請の内容が開発行為の許可を受けられないことが明らかとなり、申請者より、取り下げの意向が示されておりますので保留いたします。

議案第15号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、貸資置場を整備するものです。

議案第16号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、道路を隅切加工により拡幅するものです。

議案第17号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第18号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第19号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第20号につきましては、2月28日までに許可が出る場合は、開発許可の対象となりますが、現在、開発許可申請は提出されていないため、保留とするものです。担当課へ確認したところ、3月1日以降であれば開発許可の対象とならないとのことでしたので、来月に改めて審議するものです。

議案第21号、吉敷佐畑五丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第22号、吉敷佐畑五丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第23号、黒川、集団的に存在する第1種農地に、公会堂を建築するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農地法施行規則第33条第3号に規定する、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設に該当するため、許可の対象となるものです。

議案第24号、朝田、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第25号、矢原、用途地域内の第3種農地に、児童福祉施設を建築するものです。

なお、申請面積は1,000㎡を超えていますが、造成面積が1,000㎡を下回るため、開発申請には該当しない旨を担当課へ確認しています。

議案第26号の鋳銭司については、事業計画において示されている保全区域について川東地区協議会において詳細を聞き取ることになったので、保留となっております。

議案第27号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第28号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第29号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第30号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光

発電設備を設置するものです。

議案第31号、秋穂西、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第32号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第33号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、キャンプ場を整備するものです。

議案第34号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第35号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第36号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

なお、この事案については、山口市生活環境の保全に関する条例に基づく届出が提出されていますが、内容に関して開発部局と協議を行っている状況でありますことから、届出の正式受理と同時施行といたします。

議案第37号、佐山、公共施設に比較的近い第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第38号、小郡下郷、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第39号、小郡新町一丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたしま

す。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行といたします。

議案第40号、阿知須、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第41号、阿知須、公共施設に比較的近い第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第42号、阿知須、公共施設に比較的近い第2種農地に、避難通路を整備するものです。

議案第43号、徳地堀、公共施設に近い第3種農地及び、公共施設に比較的近い第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第44号、徳地堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第45号、徳地堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第14号、議案第20号、議案第26号を除くすべての議案について「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第10号、議案第17号、議案第23号、議案第32号、議案第41号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第46号、仁保中郷の太陽光発電設備の事業計画変更につきましては、実施されている事業の一部において違反転用が判明しましたので、北部地区協議会で保留となっております。以上です。

議長

続きまして、贈与税の納税猶予適格者証明についての審議を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案28ページを御覧ください。合わせて参考位置図43ページをお開きください。申請地、申請人、申請内容等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第47号、阿知須、農用地区域内の農地です。

高齢で耕作困難となった父から、農地の贈与を受け、引き続き農業経営を行うものです。
なお、本件については、令和4年11月18日付で農地法第3条の許可を受けており、同月30日付で、贈与を原因とする所有権移転登記が完了しています。

贈与税の納税猶予適格者証明については、以上です。
御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明が終わりましたので、議案審議に入ります。それでは、委員の皆さんから意見等があればお願いします。

委員A

納税猶予について、所有権登記が済んでいるのに農業委員会として異議を出せるのでしょうか。

事務局

3条の許可をすでに受けているもので、所有権の移転については問題ない旨の回答をしており、今回、納税猶予の申請となっておりますが、基本的に3条の許可をしているので問題ないと思われます。

委員B

相談を受けた時のため、生前贈与の納税猶予を相続で受けたほうが良いのか、税法上のメリットデメリットを教えてください。

事務局

わかりやすいメリットとして、納税が猶予されるのでうまくいけば贈与税がかからなくなりますが、納税を猶予されているだけなので耕作をやめてしまうと、猶予された期間の利子分を払わなければならなり、先々まで耕作するのかよく考えたうえで決められたほうがいいと思います。

本人の状況によるところもあると思いますので、詳しいことは税理士に相談もらったほうがよいと思います。

最近は、納税猶予についての申請は少なくなってきており、耕作の可能性について確認をするようになりますが、実際に、耕作を続けられると言い切れない人が多くなってきており、後に農地転用すると、利子分も含め贈与税を支払なければならないことなどもあり、農地転用のほうが多く、納税猶予の申請は少なくなってきています。

委員B

法人に入る場合はどうですか。

事務局

利用権を設定していても適用を受けられる場合もあるので、借りた人が耕作をしっかりとしていれば、特定貸付という制度があるので、納税猶予の期間としてみなされる場合があります。

安田会長

それでは、ほかに意見がないようですので、採決を行います。

納税猶予適格者証明について、証明書を発行することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、只今審議しました納税猶予適格者証明に係る申請については、証明書を発行することといたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案29ページをお開きください。

議案第48号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計 730 筆 1,219,077 ㎡でございます。

なお、今月はこのうち4筆 5,379 ㎡の所有権移転申請がございました。詳細は議案30ページ記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見等なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案31ページをお開きください。

議案第49号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおり、合計18筆 23,764 ㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を

満たしております。御審議よろしく願いいたします。

議長

只今、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、農用地区域の変更についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案32ページをお開きください。

議案第50号、農用地区域の変更について説明いたします。

地区協議会において審議していただいたとおりで、用途変更が1件、3,431㎡、編入申請が30件、14,175㎡でございます。

御審議よろしく願いいたします。

・議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地区域の変更について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、農用地区域の変更については、「異議なし」として、山口市に回答します。

それでは次に、土地改良事業参加資格交代の申し出について、審議を行います。
事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、議案33ページを御覧ください。

議案第51号、土地改良法第3条第1項第2号の規定に基づく県営三田堤地区土地改良事業事業参加資格交代の申し出についてです。

申請地は、深溝駅の西側に1.7kmから南東側へ1.1kmの間に位置する農地です。申出人名は、土地改良法85条第1項の規定に基づき、県営三田堤地区農村地域防災減災事業の施行の許可を申請するにあたり、当該事業の施行に係る地域内にある土地のうち、所有権以外の権利に基づき耕作している土地について、所有者が当該土地改良事業に参加すべきとして申し出るものです。

議案第52号、土地改良法第3条第1項第2号の規定に基づく県営島地区土地改良事業事業参加資格交代の申し出についてです。

申請地は、徳地地域交流センター島地分館から西へに1km位置する農用地区域内の農地です。

土地改良法第85条第1項の規定に基づき、県営島地上地区農業競争力強化農地整備事業の施行の許可を申請するにあたり、当該事業の施行に係る地域内にある土地のうち、所有権以外の権利に基づき耕作している土地について、所有者が該当土地改良事業に参加すべきであるとして申し出るものです。

土地改良区内域内の指定について、基本的には土地の所有者が、事業の参画者になるが、利用権で耕作している人がいる場合、耕作者が参加資格者になりますが、その場合、土地の所有者が知らないまま事業が進んでいってしまうことになります。

利用権の耕作者が利用権を解除した際、土地の所有者が知らないことがトラブルになることが多々発生しており、このため、所有者に資格を戻し、防災減災の事業をしっかりとやっていきたいとの目的で、今回参加資格者の交代が出てきています。

当事者間で話をして土地改良事業の実施に際して、しっかり確認したいということで、お互い了承してもらって、土地の所有者に参加資格を返すとの両者納得の上でこの申し出が出てきています。

委員A

情報の伝達は、所有者から耕作者にされるようになりますか。

事務局

利用権をつけている場合は、耕作者が事業参加者になるが、認められれば、両者に話が行くようになるが、認められなかったら、利用権をつけている人に、参加してもらわなければいけないので、今後は、どちらも知らないことにはならないと思います。

耕作者が何らかの理由で耕作できなくなった場合に、所有者が事業参加者になるが、事業参加者が知らないと事業が進まないことがあるかもしれないので、事業参加者を所有者に交代させることにより周知はしっかりされると思います。

圃場整備事業をスムーズに行うために事業参加者を、所有者にもどすという、県の意向もあるみたいです。以前トラブルがあり、ここ最近になって、このような申込みが出てきています。

議長

ほかに、意見がないようですので、以上で土地改良事業参加資格交代の申し出につ

いての議案審議を終わります。

それでは採決を行います。只今、審議しました土地改良事業参加資格交代の申し出について、承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、議案第51号、議案第52号は承認いたします。

続きまして、非農地通知についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

別冊でお配りしております、議案53号の資料をご覧ください。

このたびは、阿東生雲東分、筆数は86筆です。

資料ページに全体の位置を、2ページから4ページに該当の農地の筆別詳細を掲載しており、5ページ以降が各対象地の航空写真及び現況写真です。

いずれの農地も山林化が進み、農地が復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから、農地法第条に定める農地に該当しない旨の通知についてお諮りするものです。

ご審議よろしく申し上げます。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に、意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました非農地通知を送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、非農地通知については送付することとします。

つづきまして、議案54号、現況証明交付事務取扱要領の改訂について、審議を行います。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局

別冊でお配りしております、議案54号の資料をご覧ください。

現況証明の改訂について、現況証明の取り扱いが追認申請に比べ軽いので見直すこととしています。

これは、中四国農政局から無断転用は何年たっても無断転用なので現況証明でなく追認申請を出させるべきであるとの指摘がありましたが、同時に、今まで現況証明を出してきた経緯もあり、その折衷案として平成 21 年4月1日より前のものは現況証明を出すのが平成21年4月1日以降のものについては現況証明ださないとの改正としています。

2つ目として、無断転用に始末書を提出させるようにすること。

3つ目として、1つ目と2つ目の変更にあわせた条文の変更と現状に合っていない条文について変更しており、詳しくは7ページの資料となっています。

4つ目として、無断転用の基準について、4条届け出に関するものは許可のいらぬものとなっているので、4条に該当するものは無断転用としては取り扱わないこととしていること。

5つ目として、現況証明発行の年数を満たす場合の項目で、20年たったなら無断転用ではないとする項目を改めること。

以上の点について、総会で承認をいただき周知期間をとって、8月1日からの施行を予定しております。御審議よろしくお願いします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【発言なし】

議長

特に、意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました議案第54号、現況(非農地)証明交付事務取扱要綱の改訂について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、現況(非農地)証明交付事務取扱要領の改訂については、「決定」とします。

続きまして、議案第55号、農地等の利用最適化の推進に関する指針について、審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

農地利用の最適化については、農業委員会必須の事務として位置づけられております、このたび農業委員会に係る法律が改正されたことにより、農業委員会の定める指針の見直しが必要となったため、今回、指針の改正を図るものです、1月の全体協議会、2月の地区協議会において説明し意見をうかがっているところです。内容については、最適化の3本柱として、遊休農地の解消の目標と推進方法、担い手の農地利用の集積目標、新規就農の参入目標を定めているものです。ご審議をお願いします

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました、議案第55号、農地等の利用最適化の推進に関する指針について「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、農地等の利用最適化の推進に関する指針については「決定」とします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案46ページをお開きください。合わせて、参考位置図47ページを御覧ください。

議案第56号から議案第59号について、一括で説明いたします。

北部地区1件、川西地区2件、阿東地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

いずれの議案も、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているもので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、現況証明について全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。1月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いいたします。

【意見なし】

議長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。お疲れ様でした。

以上、令和4年度第11回山口市農業委員会総会議事録である。

令和5年2月20日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 重國 誠司

署名委員 原田 芳子

記 録 者 岩瀬 彰英